

平成 19 年 12 月 28 日

6 号機における作業員の放射性物質の微量な内部取り込みについて

平成 19 年 12 月 27 日、定期検査中の 6 号機原子炉建屋 6 階で、点検終了後の機材の片づけ作業を行っていた協力企業作業員 1 名に放射性物質による身体汚染が確認されたため、ホールボディカウンター^{*1}で測定を実施したところ、微量の放射性物質の内部取り込みの疑い^{*2}があることがわかりました。

このため、本日、当該作業員について再測定^{*3}を実施したところ、午前 8 時 33 分、内部取り込みが確認されました。今回の事象により今後 50 年間に受ける放射線の量は約 0.01 ミリシーベルト^{*4}と評価され、胸部エックス線検診 1 回分(約 0.05 ミリシーベルト)より低く、身体に影響を与えるものではありません。

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 当該作業員は放射性物質の汚染エリアにおいて専用の作業服を着用して作業を行っていたこと。
- ・ 身体汚染防止用の汗を拭くためのペーパータオルが備えられていなかったこと。
- ・ 作業中に顔の汗を作業服で拭いたこと。

以上のことから、顔の汗を作業服で拭いたため、顔面に放射性物質が付着し、微量の内部取り込みをしたものと推定しております。

本事象の対策として、汚染エリアにおいて汗を拭く場合にはペーパータオルを配備し使用することを再徹底します。また、本事象について協力企業において事例検討会を実施し、再発防止に努めてまいります。

また、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 ホールボディカウンター

体内にある放射性物質を体外から測定する放射能測定装置。

* 2 放射性物質の内部取り込みの疑い

内部放射能測定の結果を過去の平常時の測定平均値と比べ、その値が、平均値から統計的な変動にもとづくばらつきの幅を超えた場合等に、放射性物質の内部取り込みの疑いがあると判断している。

* 3 再測定

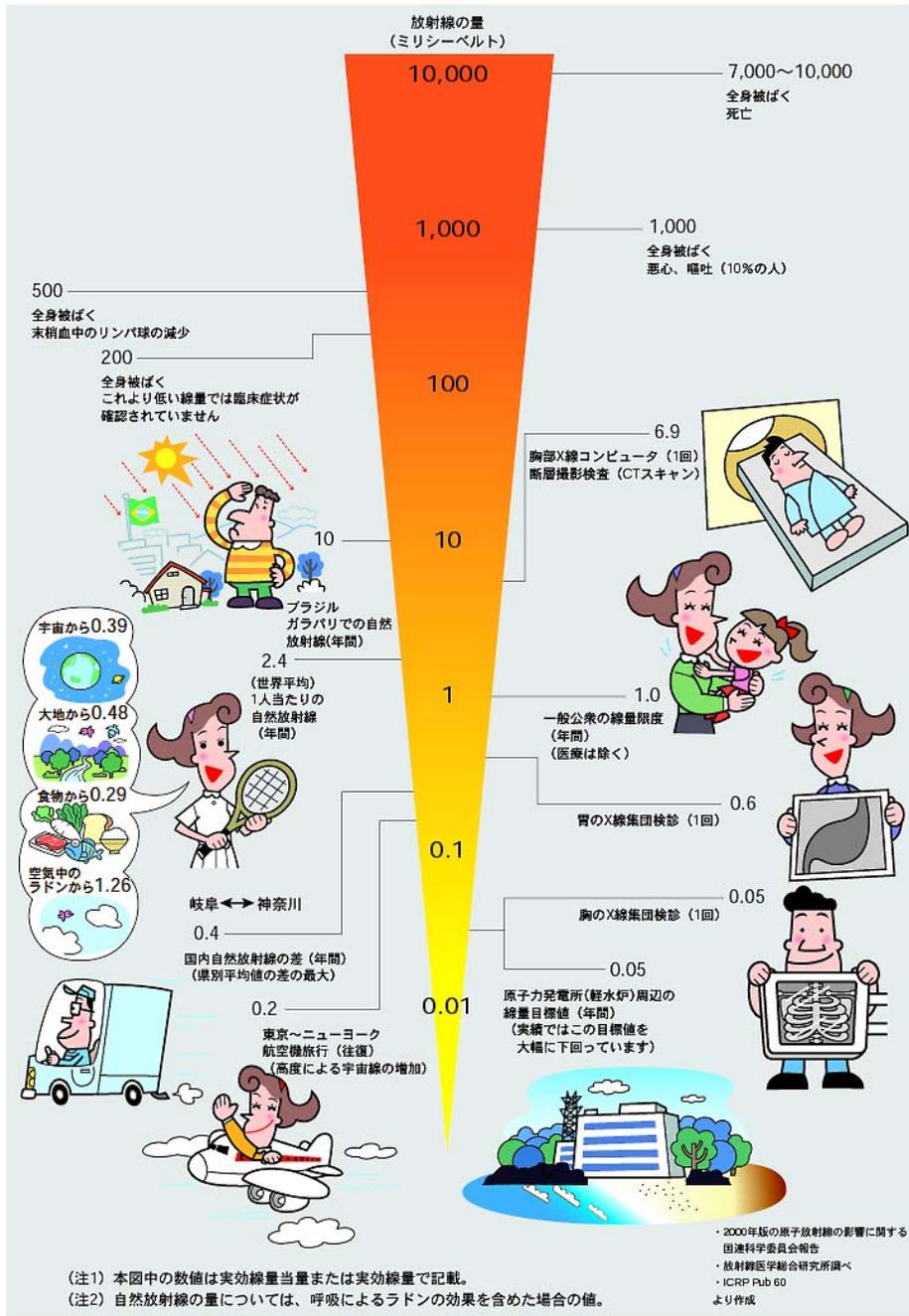
今回の事象のように内部取り込みの疑いがある場合、測定結果が身体表面に付着した極微量の放射性物質による可能性もあることから、翌日、再度測定を実施することとしている。

* 4 シーベルト

放射線が人体に与える影響の度合いを表す単位。

法令で定める線量限度は、年間 50 ミリシーベルト、かつ 5 年間で 100 ミリシーベルト。

日常生活における放射線量との比較



本事象における放射線量

約0.01ミリシーベルト